

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 6 号

令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について

令和元年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,431千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,968,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆